

# 社会福祉法人こじか福祉会 機材等貸出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人こじか福祉会が、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めることを図ることを目的として、板橋区内で活動する町会・自治会や地域活動団体（以下「団体」という。）に対して、行事用機材や会議室等（以下「機材等」という。）を貸出することについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象活動)

第2条 機材等の貸出しは、板橋区内において実施される地域福祉活動の推進に資する活動を対象とする。ただし、政治的、宗教的、営利・営業的な活動を除く。

(貸出機材等)

第3条 貸出する機材等は、別表1-1、別表1-2および別表1-3に掲げるものとする。

2 別表に掲げられていない福祉会が所有する機材等で、団体が活動内容に応じて使用を希望するものがある場合、理事長は、福祉会の業務に差し支えない範囲で貸出することができる。

(貸出期間)

第4条 機材等の貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、理事長が必要と認めた場合には延長することができる。

(利用申請)

第5条 機材等の貸出を受ける団体は、別紙「機材等貸出申請書」(様式1)にて、利用希望日の1か月前(休業日の場合は翌開所日)より前々日までに理事長に申請するものとする。

(貸出決定)

第6条 理事長は、前条の規定による別紙「機材等貸出申請書」(様式1)より貸出申請があった場合、審査のうえ適当であると認めるときは別紙「機材等貸出承諾書」(様式2)にて、不適当であると認めるときは別紙「機材等貸出不承諾書」(様式3)にて通知する。

(貸出の取消)

第7条 理事長は、団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用を取消しすることができる。

- 一 申請内容と異なる活動に利用したとき
- 二 虚偽の申請をしたとき
- 三 機材等を毀損する恐れのあるとき
- 四 災害時及び施設の運営上、貸出が困難となった時

(費用)

第8条 機材等の貸出に関する費用は無料とする。ただし、次の機器については、以下の基準で費用を徴する場合がある。

- (1) PA機器を使用する場合。機材の種類等によりそれぞれ500円～2000円。
- (2) ビデオプロジェクターを使用する場合。500円。

(貸出)

第9条 機材等の貸出は、取扱いに関する説明を職員より受け、「機材等借用書」(様式4)により行うものとする。

(団体の遵守事項)

第10条 団体は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 機材等の利用及び管理については、最善の注意を払うとともに、故意又は過失により、貸出された機材等を毀損または亡失したときは、速やかに理事長に報告し、現品又は理事長が相当と認める金額をもって損害を賠償しなければならない。
- 二 機材等を転貸し、又は目的外に利用しないこと。

(返却)

第11条 機材等の返却は、利用終了後、速やかに職員の立会いのもと「機材等借用書」(様式4)により行うものとする。

2 団体は、次の各号の一に該当するときは、速やかに機材を返却しなければならない。

- 一 貸出期間が終了したとき
- 二 理事長が利用を取消したとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則

この要綱は、2018年4月1日から施行する。

2019年10月1日 別表1-3追加

2023年4月1日 別表1-2を削除 別表1-3を別表1-2に変更

別表1-1 (第3条関係)

機 材 種 目 (こじか保育園)		
ビデオプロジェクター EPSON EB-X12 1台 (スクリーン含む)		
テント 1.5K × 2K 1台 2K × 3K 3台		
業務用綿菓子機 (LPG仕様) 1台		
P A 機 器	ミキサー Soundcraft EPM6	※詳細は担当者にご相談ください
	// YAMAHA MG16XU	
	// Soundcraft SPIRIT LIVE 4	
	スピーカー BOSE802 II × 2 (専用アンプ含む)	
	// BOSE101 × 2 (専用アンプ含む)	
	// YAMAHA MS101-4 (アンプ内蔵)	
	// YAMAHA MS202-2 (アンプ内蔵)	
	CDプレーヤー DENON DN-1000F × 2	
	MDプレーヤー TASCAM MD-301 × 2	
	マイク SHURE SM58 × 2	
	// SHURE SM57 × 7	
	B帯アナログワイヤレスマイクシステム CLASSIC PRO CWS802M	
	B帯アナログワイヤレスマイクシステム Audio Technica ATW-R75a	
その他 各種接続ケーブル・スタンド等		
会議用テーブル 20台程度		
会議用いす 30脚程度		
パイプ椅子 40脚程度		
乳幼児用テーブル 8台程度		
乳幼児用いす 40脚程度		
会議室 (定員 25名程度・45㎡)		
スリッパ 30足程度		
ダイキ 缶バッジ製作セット A-K (製作可能サイズφ54mm)		

別表1-2 (第3条関係)

機 材 種 目 (KOJIKA KIDS)	
ビデオプロジェクター	EPSON EB-W05 1台 (スクリーン含む)
トータルPAシステム	BOSE PD-150 一式
子育て支援室等	(約25㎡、約26㎡、約40㎡) ※合計90㎡の大部屋にできます
フリースペース	(約72㎡) ※子育て支援室等と繋げて1部屋にはできません
パイプ椅子	10脚程度
乳幼児用テーブル	8台程度
乳幼児用いす	40脚程度

(様式1)

## 機材等貸出申請書

社会福祉法人こじか福祉会「機材貸出に関する要綱」第5条に基づき、貸出申請をいたします。また、利用に際しては要綱を遵守いたします。

団体名			
代表者氏名			
代表者住所			
電話番号	(            )		
活動名			
活動内容			
機材名		数量	
		数量	
		数量	
		数量	
期間	年    月    日から 年    月    日まで		

年    月    日

社会福祉法人こじか福祉会 理事長 様

(様式2)

年 月 日

## 機材等貸出承諾書

(団体名)

(代表者名) \_\_\_\_\_ 様

社会福祉法人こじか福祉会  
理事長 川崎 利洋

年 月 日付で申請のあった下記機材等の貸出を承諾いたします。

### 記

活動名			
機材名		数量	
		数量	
		数量	
		数量	
期間	年 月 日から 年 月 日まで		

(様式3)

年 月 日

## 機材等貸出不承諾書

(団体名)

(代表者名) \_\_\_\_\_ 様

社会福祉法人こじか福祉会  
理事長 川崎 利洋

平成 年 月 日付で申請のあった機材等の貸出につきましては、  
〇〇により、不承諾となりましたので通知いたします。

(様式4)

年 月 日

### 機材等借用書

団体名			
機材名		数量	
		数量	
		数量	
		数量	
期間	年 月 日から 年 月 日まで		

(貸出)

貸出日	年 月 日		
氏名	[印]	TEL	
住所			
機材等状況			
説明職員		確認	

(返却)

返却日	年 月 日		
氏名	[印]	TEL	
住所			
機材等状況			
確認職員		確認	